



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
3 月 24 日
号 外 (2)
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 24 日

滋賀県監査委員	青	木	愛	子
"	中	沢	啓	子
"	柊		勝	次
"	宮	村	統	雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	南部振興局
監査執行年月日	平成 19 年 5 月 22 日・5 月 23 日・5 月 29 日・5 月 30 日・7 月 6 日 ・7 月 18 日・7 月 31 日
監査結果報告年月日	平成 19 年 8 月 28 日
監 査 の 結 果	(1) 河湖占用料において平成 19 年 4 月末日現在、117,000 円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。(建設管理部) (2) 生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成 19 年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 220,700 円増加し、272,700 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(甲賀県事務所地域健康福祉部)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1) 河湖占用料の収入未済額 117,000 円については、戸別訪問、電話、文書等により継続して納付督促した結果、平成 20 年 1 月 28 日に完納された。今後は期限内に納入されるよう努める。(建設管理部) (2) 平成 19 年 4 月末日現在の収入未済額 272,700 円については、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、4 件 31,000 円の収納を図ることができた。 残る未済額 241,700 円については、今後とも債務者に対して粘り強く納入指導を行い、早期収納を図るとともに新たな収入未済の発生防止に努める。(甲賀県事務所地域健康福祉部)

監査執行対象機関名	湖北地域振興局
監査執行年月日	平成 19 年 5 月 24 日・5 月 25 日・6 月 29 日・7 月 17 日・7 月 31 日
監査結果報告年月日	平成 19 年 8 月 28 日
監 査 の 結 果	河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成 19 年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 501,911 円増加し、1,164,100 円となっているので、なお一層収納

の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(長浜建設管理部)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成19年4月末日の収入未済額1,164,100円については、納付指導を行った結果、平成20年1月末日までに705,050円の収納を図ることができた。

残る459,050円についても、今後とも債務者に粘り強く納付指導するとともに、戸別訪問、書面、電話による督促を強化し、早期収納と新たな収入未済の発生防止に努める。(長浜建設管理部)

監査執行対象機関名	高島県事務所
-----------	--------

監査執行年月日	平成19年6月7日・6月20日・7月12日・7月31日
---------	-----------------------------

監査結果報告年月日	平成19年8月28日
-----------	------------

監査の結果

生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成19年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ671,490円増加し、2,499,160円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(地域健康福祉部)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

生活保護費返還金の収入未済額2,499,160円については、訪問等による督促の結果、平成19年度中平成20年1月末日までに84,490円の納入があった。

残りの2,414,670円についても、自宅訪問、書面、電話による督促を行い、引き続き収納の促進を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。(地域健康福祉部)

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成19年3月12日
-----------	------------

監査の意見

(1)相談員の養成・活用について

男女共同参画センターでは、男女共同参画社会実現のため、市町相談員の育成やカウンセリング技能等に関する資質向上を図ることを目的として、相談員養成講座を平成17年度から開催し、2年間で26人が受講を修了している。

県内各市町に相談窓口が設置され、受講者が相談員として積極的に活動し、相談業務の一層の充実強化が図られるよう支援に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(男女共同参画センター)

男女共同参画センターにおける相談員養成講座の修了生のうち約85%の方が現在、本県をはじめ県内13市のうち7市、およびNPO法人等の相談窓口などにおいて、男女共同参画の視点を持ちながら相談業務等に従事しており、今後においても、県内市町等の相談業務の円滑な実施と相談体制の一層の充実が図られるよう、支援していきたい。

監査結果報告年月日	平成19年3月12日
-----------	------------

監査の意見

(2)くらしのリーダーの活用について

消費生活センターでは、平成16年度から複雑多様化する消費者問題を理解し、自立した消費者の育成を目指すとともに、各地域で活動できる消費者リーダーの養成を目的として、くらしのリーダー研修会を開催し、3年間で129人が受講している。

受講者が地域での消費者学習の場づくりを担い、多彩な学習機会が提供されるよう、市町等との連携を図り、その積極的な活用と自立する消費者の育成に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(消費生活センター)

平成18年度まで実施した「リーダー研修会」は、地域活動に必要な知識の習得が目的で、「活動」はリーダー自身の自主性に任せていた。そのためリーダーの地域活動につながりにくい状況があった。その反省を踏まえ、平成19年度からリーダーの活動支援のための事業へ組み替えを行った。事業名を「くらしのリーダー事業」とし、事業内容も研修会、情報交換会、アンケート調査等とした。

平成19年度実施したアンケート調査の結果から、リーダーの活動意欲には差が大きいことが分かり、活動内容別に、地域の人に情報を伝達する「くらしの情報会員」と、センターが行う啓発活動をサポートする「消費者啓発サポーター」とし、リーダーのニーズに合わせた無理のない活動を提案するなど、リーダーの地域活動支援に努めた。

また、今後のリーダー事業の進展に合わせて、市町や福祉関係団体等との連携を密にして、くらしの情報会員や消費者啓発サポーターを増やしていくとともに、リーダーの活動の場を広げることにより自立する消費者の育成につなげていきたい。

監査結果報告年月日	平成19年3月12日
-----------	------------

監査の意見

(3) 美術館利用の活性化について

近代美術館は昭和59年の開館から22年が経過したが、近年は観覧者の関心・選好の変化や近隣美術館との競合等により、展覧会観覧者を含め美術館の利用者数が低迷傾向にあるので、来館者の増加に向けたギャラリー利用の活性化など有効な対策を推進し、厳しい環境に立ち向かうことができる館運営に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(近代美術館)

県民の文化向上を目指す社会教育施設として、展覧会事業を基本としながら様々な教育普及事業を展開している。美術館利用の活性化として、以下のような項目の取り組みを進めており、今後とも「親しみのある開かれた美術館」を目指すとともに、厳しい環境に立ち向かうことができる館運営に努めていく。

- (1) 夏休みの教員向け研修会や教育委員会との連携による連携授業プログラムの開発により、小中学校の利用を高めていく。また、成安造形大学や龍谷大学との博学連携を進めていく。
- (2) 施設利用面では、ギャラリー、講堂等の利用範囲を拡大していく。また、未利用スペースを活用したミニギャラリー(仮称)の設置など、施設の利用率向上に取り組んでいく。
- (3) 展覧会をより魅力あるものとするため、講演会やコンサート等の関連イベントの開催回数を増やし、多様な客層の集客に努めた。

監査結果報告年月日	平成19年3月12日
-----------	------------

監査の意見

(4) 事務所の立地について

県下の下水道整備が進み、湖南中部流域下水道事務所管内では、平成17年度末下水道普及率が湖南中部処理区で82.2%、湖西処理区で94.7%に達する中で、処理場、管渠、ポンプ場施設の適切な維持管理が強く求められる。

このような中、事務所をJR草津駅近くの一部借地上に設置し、業務の執行に当たっているが、築後30年から40年が経過している点も踏まえ、効率的かつ効果的な業務運営が行えるよう事務所の立地について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(湖南中部流域下水道事務所)

湖南中部流域下水道事務所においては、汚水管渠の整備は完成に向いしつつあるものの、残る日野第二幹線西川工区や守山栗東雨水幹線の整備、硫酸腐食に伴うマンホール大規模修繕工事を引き続き進めていく必要がある。また、管内市町の公共下水道の整備に伴う流入汚水量の増加に対応して、湖南中部、湖西の両浄化センターの汚水処理施設の増築や機械電気設備の老朽化に伴う改築等を進める必要があり、当事務所の機能は必要不可欠なものである。

そこで、当事務所の立地について、事務所が単独で存続すること、また、業務量が変わらないことを前提に、移転、改築、縮小ならびに業務執行上の利便性、経済性等により検討したところ、県の総合庁舎（南部振興局）への移転案が最も有利であるとの結果を得たところである。

しかし、下水道事業は県の直接執行部分と指定管理者制度による(財)滋賀県下水道公社への委託管理業務（現基本協定指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日）があり、この業務分担を3年後の平成22年度に見直すこととしており、その中において、下水道施設の維持管理業務を県が分担するとした場合には、県の業務が増加し組織体制の大幅な変更を伴うことが予想される。

このため、現時点で移転をすることは、移転先の改修費や移転諸経費について二重投資となるおそれがあることから、見直しの時期に合わせ移転の結論を出すこととする。

監査結果報告年月日	平成19年3月12日
監 査 の 意 見	
(5) ケースマネジメント体制づくりの推進について	
<p>中央子ども家庭相談センターでは、児童の福祉の保障を図るため、養護、障害等あらゆる問題について相談に応じ解決に当たっているが、虐待相談件数は増加の一途をたどっており、昨年7月には高島市の虐待死亡事件が発生するなど厳しい状況となっている。</p> <p>より緻密な計画に基づき、迅速な対応・保護・立入調査等が求められる中で、市の児童虐待防止ネットワーク機能の充実強化を図り、市とともに危機管理を共有し、ケースマネジメントを行える体制づくりの推進に努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(中央子ども家庭相談センター)</p> <p>管轄地域は8市であり、5市に要保護児童対策地域協議会が設置されており、3市に児童虐待防止ネットワークが設置されている。各市において、1か月～3か月に1回実務者会議や個別ケース検討会議が開催されており、各市では担当するすべてのケースの検討がされている。その会議には当センターの担当が参加し、提出されるケースの主担当機関を決め、共通のアセスメント表に基づいた評価を行い、具体的な援助方針を共有している。</p> <p>平成19年6月には「県虐待防止計画」が策定され、それに基づいて、虐待通告に対しては、市と連絡を取り合い、48時間以内の目視を行っており、当センターと市との連携やケース理解、危機感の共有がなされつつある。</p> <p>所内では、児童福祉司を3つのチーム制にし、各チームに責任者を配置し、複数対応ができるようにしたことにより、困難ケースには複数対応をしたり、市に対して、助言をしたり、協働でケースへの援助が行える体制が整備された。</p> <p>また、所内で、虐待ケース管理会議を定期的開催し、虐待ケースの進行状況を所内で共有している。</p> <p>さらに、職員の研修を強化するとともに、子ども・青少年局が主催する県内の市町担当者への研修会等に講師として参加し、各機関の児童福祉援助技術の向上を図っている。</p>	

監査結果報告年月日	平成19年3月12日
監 査 の 意 見	
(6) 総合保健専門学校運営の充実について	
<p>少子・高齢社会と疾病構造の変化、医療技術の高度化が進む中で、看護職者への期待が益々高まってきている一方、看護職員の確保が困難な状態が続いている。</p> <p>総合保健専門学校では、平成9年の県立看護職員養成所の再編整備の提言を受け、平成18年度より一部学科が閉科されるなど養成定員の見直しが行われたが、看護学科の定員が確保できていない状況にある。地域医療機関の医療スタッフの輩出に向けて、総合保健専門学校としての特質・特殊性を高めるとともに、広報による周知を図るなど、定員の確保と学校運営の充実にも努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(総合保健専門学校)	